

2013年12月12日

内閣総理大臣 安倍 晋三殿
法務大臣 谷垣 禎一殿

死刑執行に憤りをもって強く抗議します

12月12日、東京拘置所において藤島光雄さん、大阪拘置所において加賀山領治さんに対して死刑が執行されました。これは、自民党政権下、谷垣法務大臣による今年4回目の異例な執行です。ここに、断固抗議致します。

死刑制度は「残忍な刑罰」を禁じた日本国憲法第36条や、「何人も拷問また残虐な、非人道的もしくは屈辱的な取り扱いもしくは刑罰を受けることはない」と定めた世界人権宣言（第5条）の精神に反するものです。更に、死刑制度廃止へと向かう国際社会の潮流にも逆行しています。

刑罰として生命までも奪う権利は国家にも、だれにも与えられていません。しかしながら現実には、法務大臣がきわめて事務的・機械的に署名捺印し、死刑が施行されるという暴挙が行われています。死刑の執行はまさに国家による殺人です。

わたしたちは現在、死刑の判決後キリスト教の信仰を受け入れ受洗した死刑囚と共に信仰生活を送っています。また、これまでに、自分の犯した罪に真摯に向き合い「生きて罪を償いたい」と贖罪の日々を送っていた5人の同信の友を死刑の執行によって奪われました。わたしたちの死刑制度廃止を求める願いには切なるものがあります。

わたしたちはこれまで、神よりあたえられたすべての人の生命と尊厳、そして人権を守るキリスト者の信仰に立って、一日も早い死刑制度廃止を強く求めて参りました。

谷垣法務大臣には、是非とも数多くの死刑制度廃止を訴えるわたしたち国民の声に耳を傾け、内閣及び国会の場において、死刑制度廃止に向け努力されると共に、その法改正がなされるまで、決して死刑の施行をしないよう、強く要請いたします。

日本聖公会 正義と平和委員会
委員長 主教 渋澤一郎
東京都新宿区矢来町 65